

## エコタウン形成地域協議会支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1 県は、地域におけるエコタウンの形成を促進するため、再生可能エネルギー等の利活用を検討する会議体組織の運営に要する経費の一部として、予算の範囲内で、エコタウン形成地域協議会支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「交付規則」という。）で定めるもののほか、この要綱で定めるところによる。

### (補助金の交付対象等)

第2 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、別表1のとおりとする。

2 補助金の交付対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、別表2の内容の全てに適合する者とする。

3 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表3のとおりとする。

### (補助金の額等)

第3 補助事業者に交付する補助金の補助率及び補助限度額は、別表4のとおりとする。

2 前項の規定により算出された金額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

### (補助金の交付の申請等)

第4 交付規則第3条第1項の規定による補助金等交付申請書は、様式第1号による。

2 交付規則第3条第2項の規定により補助金等交付申請書に添付しなければならない書類は、別表5のとおりとする。

3 補助金の交付を申請する者は、別に定める日までに、補助金交付申請書に關係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

4 前項の規定により補助金の交付を申請した者は、知事が補助金の交付業務の適正かつ円滑な運営を図るため、報告を求め又は現地調査等を行おうとするときは、遅滞なくこれに応じなければならない。

5 第3項の規定による補助金の交付を申請した者が、交付決定前に当該申請を辞退するときは、様式第2号による補助金交付申請辞退届を、知事に提出しなければならない。

### (申請の際の消費税及び地方消費税)

第5 補助事業者は、第4第3項の申請をするにあたっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づく仕入に係る消費税及び地方消費税として控除できる部分の金額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないときは、この限りでない。

(交付の条件)

第6 交付規則第5条の規定により付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容又は補助対象経費の配分を変更しようとするときは、様式第3号により知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の配分等を変更する場合であって、次に掲げるものに該当するときは、この限りでない。
  - イ 補助対象経費の総額の20%以内の減少
  - ロ 補助対象経費の各区分における、配分額の20%を超えない額の流用
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、様式第4号により知事の承認を受けること。
- (3) 県が実施する他の補助事業と併用しないこと。
- (4) その他知事が必要と認める事項。

(交付の決定等)

第7 知事は、交付申請書を受理したときは、その内容が第2の規定に定める補助金の交付対象の要件を満たしているか審査し、予算の範囲内で、交付の決定を行うものとする。

(補助事業の着手)

第8 補助事業の着手は、交付規則第6条の規定による補助金の交付決定後に行うものとする。

(実績報告)

第9 交付規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書は、様式第5号による。

- 2 交付規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、別表7のとおりとする。
- 3 補助事業者は、補助事業の完了後、補助事業の完了日から起算して30日以内の日又は別に定める日のいずれか早い日までに、補助実績報告書に關係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定及び交付)

第10 知事は、前条に規定する実績報告を受けた場合には、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の補助金の額の確定後に、補助金を交付するものとする。

(書類の提出)

第11 この要綱により知事に提出する書類の部数は正本1部及び副本1部とし、提出先は環境生活部再生可能エネルギー室とする。

(成果の公表等)

- 第12 知事は、再生可能エネルギー等を利活用した地域づくりに関する県民の意識の高揚を図るため、補助金を交付した事業の補助事業名、補助事業者名、所在地及び補助事業の内容等を公表し、補助事業に係る率先的な取組を広報することができる。
- 2 知事は、この要綱の目的を達するため、補助事業者に対し、補助事業の実施経過に係る資料の提出を求め、現地調査をし、又は必要な協力を依頼することができる。
- 3 知事は、第1項及び第2項に関し、必要に応じて、対象市町村へ情報提供を行うとともに、意見を求めることができる。

(補助事業者の協力義務等)

- 第13 補助事業者は、補助事業が完了した後も地域特性を踏まえた再生可能エネルギーを利活用する取組を、積極的に推進するよう努めなければならない。
- 2 補助事業者は、前条第2項の依頼があったときは、これに応じるよう努めなければならない。

(その他)

- 第14 この要綱に定めるもののほか、エコタウン形成地域協議会支援事業費補助金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年9月12日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年10月15日から施行する。
- 2 この要綱は、平成27年度以降において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年5月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月25日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度に係る補助金に適用する。
- 2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

別表1（第2第1項関係）

区分	内容
補助事業の要件	地域における2以上の主体（原則として、市町村を含む）が、当該地域の特性を踏まえた再生可能エネルギー源等を把握し、又はこの利活用に向けた検討等を行うために、協議会又はこれに類する会議体組織（以下「協議会等」という。）を立ち上げ、又はこれを運営する事業

別表2（第2第2項関係）

区分	内容
補助事業者の要件	<p>1 原則として、県内市町村を構成員に含む団体（複数の法人、団体及び個人が結成する任意団体でも差し支えないが、その場合は代表となる法人又は個人が補助事業者となること。）であること。</p> <p>2 団体の構成員を含め、次の各号に掲げる全ての要件を満たすこと。</p> <p>(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（一般競争入札の参加者資格）の規定に該当するものでないこと。</p> <p>(2) 本要綱施行時から第4の交付申請書提出時までの間に、宮城県の物品調達等に係る競争入札の参加資格制限要領（平成9年11月1日施行）に掲げる資格制限の要件に該当するものでないこと。</p> <p>(3) 宮城県の県税を滞納していないこと。</p> <p>(4) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）の別表各号に規定する措置要件に該当するものでないこと。</p>

別表3（第2第3項関係）

種別	内容	備考
謝礼	外部専門家等に対する謝礼	「協議会等」の構成員である法人等や個人などに対する謝金、旅費及び食糧費、事務所の賃借料など経常的運営に要する経費並びに備品購入費や設備設置等に対する経費は、補助対象経費とならないものとする。消耗品は、1品目当たりの取得原価（単価）が税込みで3万円未満であるものをいう。
旅費	外部専門家等に対する旅費	
食糧費	外部専門家等に対する飲み物代（アルコール類は除く）	
消耗品費	事業実施に必要な最低限な事務用品、啓発資材等の購入費	
印刷製本費	チラシ、冊子、報告書等の作成費等	
通信運搬費	事業実施に必要な郵送料、運搬費等	
使用料・賃借料	事業実施に必要な会場使用料・器具の使用等にかかる経費等	
保険料	事業実施に必要な保険料	
その他知事が必要と		

認める経費	
<p>※賃金及び委託料並びに消費税及び地方消費税は対象外とする。</p> <p>※国又は国の関連団体から補助金の交付を受け、又は受けようとする場合は、補助対象経費から当該補助金の交付（予定）額を除いた額を補助対象経費とする。</p>	

別表4（第3第1項関係）

区分	内容
補助率	補助対象経費の10/10以内
補助限度額	300千円

別表5（第4第2項関係）

区分	内容
補助金交付申請書の添付書類	<p>(1) 協議会等設立に関する書類</p> <p>(2) 事業計画書（様式第1号別添1）</p> <p>(3) 補助事業等に係る収支予算書（様式第1号別添2）又はこれに代わる書類</p> <p>(4) 宣誓書（様式第1号別添3）</p> <p>(5) 補助事業者の県税納税証明書（発行から3ヶ月以内のもので、全ての県税に未納がないことを証明するもの）</p> <p>(6) 補助事業者が法人の場合は、登記簿謄本又は現在事項全部証明書（発行から3ヶ月以内のもの）</p> <p>(7) その他知事が特に必要と認めるもの</p>

別表6（第7関係）

区分	内容
協議会等の形成	1 適切に協議会等が形成されているか。（県は市町村に意見を求める場合がある。）
協議会等の目的	2 協議会等における目的が明確であるか。
再生可能エネルギーの利活用	3 再生可能エネルギー源となる地域の資源について概ねの見込みがあるか。
計画の具体性	4 協議会等において検討する内容に具体性があるか。
実施体制	5 協議会等の運営の体制が十分確保されているか。

事業スケジュール	6 今後の事業スケジュールが明確化されているか。
----------	--------------------------

別表7（第9関係）

区分	内容
補助事業実績報告書の添付書類	(1) 事業報告書（様式第5号別添1） (2) 収支決算書（様式第5号別添2） (3) 補助事業の契約（契約書，請書，見積書等），請求（請求書等），支払い（払込金受取書等）に係る証憑類の写し (4) 補助金振込先金融機関の通帳又はキャッシュカードの写し（申請者と同一の口座名義人であって，振込口座番号が確認できるもの） (5) その他知事が必要と認めるもの